の項第八号において同じ。）数の合計数とする。以下この表において同じ。

［３～５　略］

６　児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「令和二年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（令和三年二月二十六日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［７～29　略］

30　児童扶養手当支給者数は、令和元年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［31　略］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和二年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［33～44　略］

45　子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年十一月二十二日付け府子本第六百八十四号、元初幼教第十号、元少発一一二二第一号、元保発一一二二第一号、元子発一一二二第一号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内

八号において同じ。）数の合計数とする。以下この表において同じ。

［３～５　同上］

６　児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「令和元年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（令和二年二月二十一日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［７～29　同上］

30　児童扶養手当支給者数は、平成三十年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［31　同上］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和元年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

［33～44　同上］

45　子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年十一月二十二日付け府子本第六百八十四号、元初幼教第十号、元少発一一二二第一号、元保発一一二二第一号、元子発一一二二第一号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣